

第34回 定時株主総会 招集ご通知

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染の回避のため、株主総会当日はご来場をご遠慮いただきますよう強くお願い申し上げます。

つきましては、インターネット等（又は郵送）で議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

2022年6月15日（水）午後6時まで
※郵送の場合は必着

なお、お土産及び喫茶スペースはございません。

NTT DATA

Trusted Global Innovator

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額改定の件

目次

- 第34回定時株主総会招集ご通知…………… 3
- 株主総会参考書類…………… 9

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

証券コード：9613



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/9613/>



株主の皆様へ

平素よりご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

2022年度よりスタートする新中期経営計画では、未来に向けた価値をつくり、様々な人々をテクノロジーでつなぐことでお客様とともにサステナブルな社会の実現をめざしていきます。

先般、新中期経営計画の戦略の一環として、当社の海外事業とNTT株式会社の海外事業との統合を発表しました。当社を取り巻く市場環境や競争環境の変化、お客様ニーズの多様化・高度化の中、いっそうグローバルでの競争力を強化していきたい考えです。統合による海外事業の急拡大に伴い、更なるグローバルガバナンスの強化も進めてまいります。

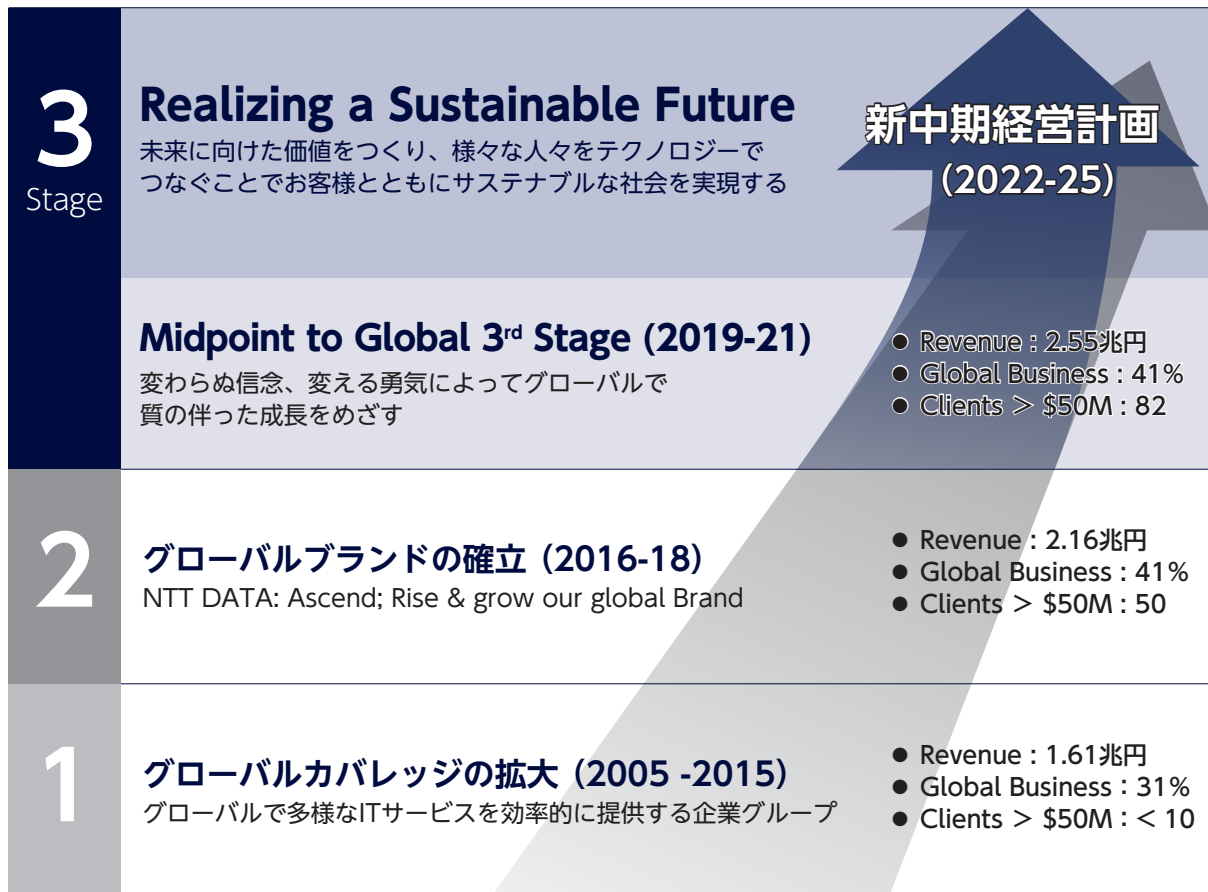
新中期経営計画の最終年度である2025年を見据えたGlobal 3rd Stageでは、「Global Top5として、世界のお客様から信頼される企業をめざす」を目標としており、その達成に向け取り組みを進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、よりいっそうのご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役社長

本間 洋

新中期経営計画の位置づけ



招集ご通知

証券コード 9613
2022年5月30日

株主各位

東京都江東区豊洲三丁目3番3号

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

代表取締役社長 本間 洋

第34回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況が続いておりますので、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で開催させていただきます。

株主の皆様におかれましては、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、**本株主総会につきましては、インターネット等（又は郵送）により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日はご来場をご遠慮いただきますよう強くお願い申し上げます。**

なお、上記に伴い、後記のとおり、株主総会当日の様子はインターネットによるライブ配信を行うとともに、株主様から事前に質問を受け付けた上で、「会議の目的事項」や株主の皆様のご関心が高い事項を中心に本株主総会でご説明し、後日、株主総会当日の答弁模様について当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月15日(水曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内

電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使



議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、後記株主総会参考書類又は議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内にしたがって、賛否を入力してください。

▶ インターネット等による議決権行使の詳細につきましては7～8頁をご覧ください。

行使期限 2022年6月15日（水曜日）午後6時まで

郵送による議決権の行使



後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、下記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付お願い申し上げます。

行使期限 2022年6月15日（水曜日）午後6時到着分まで

記

| | |
|---------------|--|
| 1 日 時 | 2022年6月16日（木曜日）午前10時 |
| 2 場 所 | 東京都港区港南一丁目9番36号 NTT DATA品川ビル（アレア品川）5階 ※前記のとおり、株主様と当社役職員の新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主様にはご来場をご遠慮いただきますよう強くお願い申し上げます。 |
| 3 会議の 目的事項 | <p>報告事項</p> <p>1. 第34期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第34期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 吸収分割契約承認の件</p> <p>第3号議案 定款一部変更の件</p> <p>第4号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件</p> <p>第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件</p> <p>第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額改定の件</p> |

以上

- 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営を更新する場合がございます。当社ホームページより、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- 第34回定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、以下の事項につきまは、法令及び定款の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 1. 株主総会参考書類の「第2号議案」の一部
 2. 主要拠点等
 3. 会計監査人の状況
 4. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 5. 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
 6. 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- コーポレート・ガバナンスに関しては、「基本的な考え方と基本方針」、「態勢等の概要」、「ガバナンス態勢の強化に関する取り組み」、「会社役員に関する事項」、「取締役会等議題」、「政策保有株式に関する方針及び検証の内容」及び「取締役会全体の実効性評価」を本招集ご通知添付書類に記載しており、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」については、当社ホームページに掲載しております。
- 会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類並びに当社ホームページに掲載している連結持分変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページにおいて掲載することにより、お知らせいたします。

当社ホームページ：<https://www.nttdata.com/jp/ja/>

NTTデータ 検索



■株主総会模様のインターネットライブ配信のご案内

本株主総会の模様は、インターネットによるライブ配信（中継）によりご覧いただけます。

なお、本ライブ配信はご視聴のみとなりますため、あらかじめインターネット等により議決権を行使いただき、ご質問がある場合は後記のとおり事前にお寄せください。

1. 配信日時

2022年6月16日（木） 午前10時から

※映像は議長席及び役員席付近のみとなります。

2. パソコン、タブレット、スマートフォンからのアクセス方法

当社WEBサイトからのアクセスとなります。

URL : https://www.nttdata.com/jp/ja/ir/share/shareholders_meeting/

- ① 上記サイトから、インターネットライブ配信のページにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、同封している別紙に記載のパスワードを入力してください。



■事前質問の受付のご案内

ご質問を事前に承ります。「会議の目的事項」や株主の皆様のご関心が高い事項を中心に、株主総会当日の質疑応答の時間に回答させていただきます。回答内容は、上記のインターネットライブ配信にてご覧ください。なお、後日当社WEBサイトにも掲載させていただく予定です。

【事前のご質問方法について】

当社WEBサイトにて受付となります。

URL : https://www.nttdata.com/jp/ja/ir/share/shareholders_meeting/

受付期間 : 2022年5月30日（月）午前10時 ~ 2022年6月10日（金）午後6時

但し、上記方法でのご対応が難しい場合には、書面でも承ります。その際は、上記期間内に必着で、下記まで郵送いただけますようお願い申し上げます。（株主番号、ご住所、お名前を記入願います）

〒135-6034 東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル34階 総務部 株主総会事前質問受付係 宛



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!! 「ネットで招集」のご案内

招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使ができる「ネットで招集」をご利用できます。



POINT 1

招集ご通知がいつでもどこからでも閲覧可能
スマートフォン等から招集ご通知にアクセスでき、株主の皆様の利便性が向上しました。

▶P3

POINT 2

議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス
簡単に議決権行使ウェブサイトへアクセスすることが可能です。
(詳細は7～8頁をご覧ください。)

▶P9

アクセスはこちら!!▶

<https://s.srdb.jp/9613/>



インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォン・携帯電話等でもご利用することが可能です。

議決権行使期限

2022年6月15日（水）午後6時まで

議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

議決権行使サイト

ウェブ行使

<https://www.web54.net>



バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

！ ご注意事項

■ インターネット等により議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。

郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

■ インターネットにより、複数回数、又は、パソコン・スマートフォン・携帯電話等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

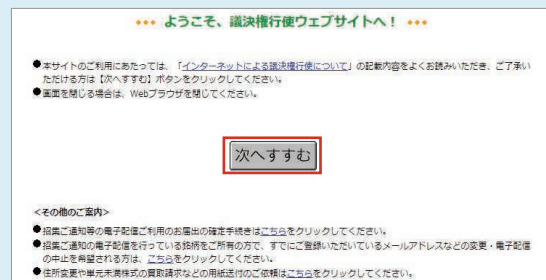
■ 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

パソコンによるアクセス手順

1. 議決権行使サイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

「スマート行使」による方法

1. QRコードを読み取る



スマートフォン等のカメラを起動して、お手元の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

2. 議決権行使コードを入力

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
【電子メール】により招集ご通知を受領されている株主様の場合は、
招集ご通知と電子メール本文に記載しております。

議決権行使コード:

お手元の議決権行使書用紙（又は招集メール）に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードを入力

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

お手元の議決権行使書用紙（又は招集メール）に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内にしたがって賛否をご入力ください。

2. 議決権行使方法を選択

スマートフォン特設
専用サイト(QR)

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

3. 各議案の賛否を選択

第1号議案
第〇期剰余金の処分の件

第2号議案
定款一部変更の件

画面の案内にしたがって行使完了となります。

※「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要で議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。この方法での議決権行使は1回に限ります。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙（又は招集メール）に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

 0120-652-031

受付時間 午前9時～午後9時

其他のご照会

 0120-782-031

受付時間 午前9時～午後5時(土日休日を除く)

議案及び参考事項

第1号議案 | 剰余金の処分の件

剰余金の処分は、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、新規事業等への投資及び効率的な事業運営等による持続的な成長を通じて、企業価値の中長期的な増大を図るとともに、適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

配当につきましては、連結ベースにおける業績動向、財務状況を踏まえ、今後の持続的な成長に向けた事業投資や技術開発、財務体質の維持・強化のための支出及び配当とのバランスを総合的に勘案し、安定的に実施してまいりたいと考えております。配当金額の決定にあたっては、中長期スパンでの連結キャッシュ・フロー配当性向^(※)の維持を重視いたします。

また、第34期（2021年度）は通期業績予想を上方修正したことに加え、前中期経営計画（2019年度～2021年度）の経営目標である「連結売上高2.5兆円」、「連結営業利益率8%^(※2)」を達成したことから、普通配当とともに特別配当を加え、期末配当については次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金 11.5円

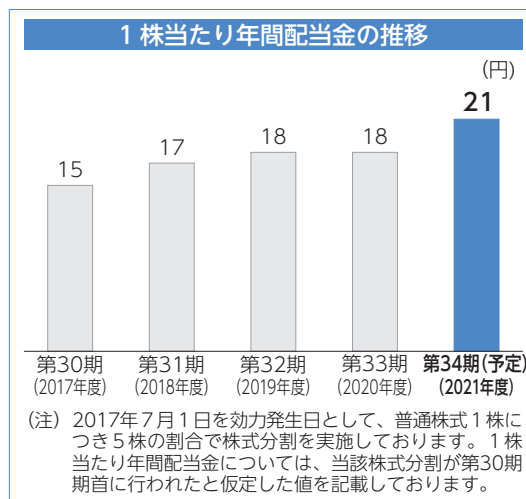
（普通配当 9.5円、特別配当 2円）

総額 16,128,736,787円

なお、すでにお支払いしております中間配当金9.5円を含めました当期の年間配当金は、1株当たり21円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月17日



※1 連結キャッシュ・フロー配当性向

配当総額 / (当社株主に帰属する当期利益 + 減価償却費 + 固定資産除却損 - 設備投資)

※2 M&A・構造改革等の一時的なコストを除きます。

第2号議案 | 吸収分割契約承認の件

ITサービス競争力強化に向けた当社とNTT株式会社及びNTT Limitedの海外事業統合

当社は、当社グループの海外事業の更なる成長を企図して、2022年5月9日開催の取締役会において、当社グループの海外事業に日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます。）の完全子会社であるNTT株式会社（以下「NTT, Inc.」）といいますが、グループの海外事業を統合すること（以下「本海外事業統合」といいます。）を決議しました。具体的には、当社は、基本契約書（以下「基本契約」といいます。）及び株主間契約（以下「株主間契約」といいます。）をNTTとの間で締結すること、当社が営む海外事業をNTT, Inc.に承継した上でNTT, Inc.及びその子会社を当社の子会社とするための吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）をNTT, Inc.との間で締結すること、また、本海外事業統合の一環として、本吸収分割の効力発生を条件としてNTTが保有するNTT, Inc.株式の一部を取得すること（以下「本株式追加取得」といいます。）をそれぞれ決議し、同日付で基本契約、株主間契約及び本吸収分割契約を締結いたしました。なお、本海外事業統合につきましては、本現物配当（以下に定義します。）及び本株式分割（以下に定義します。）の効力発生、並びに本定時株主総会において本吸収分割契約が承認されること及び必要に応じ関係官庁の許認可等の取得を条件として、2022年10月1日の実施を予定しております。

また、本吸収分割及び本株式追加取得に先立ち、NTT, Inc.は基本契約に基づき、NTT, Inc.の普通株式1株を49株とする株式の分割（以下「本株式分割」といいます。）を行うとともに、2022年10月1日を効力発生日として、その保有する当社普通株式760,000,000株（2021年9月30日現在の総議決権数に対する議決権割合54.2%）の全てをNTTに現物配当（以下「本現物配当」といいます。）する予定です。本現物配当によりNTT, Inc.は当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、新たにNTTが主要株主である筆頭株主に該当することとなる予定です。また、本吸収分割に伴い、上記のとおり新たにNTT, Inc.及びその子会社が、当社の子会社に該当することとなる予定です。なお、本吸収分割の効力発生日（2022年10月1日）までに、当社及びNTTは、NTT, Inc.の商号について協議する予定です。

さらに、本吸収分割に先立ち、NTT, Inc.は基本契約に基づき、本現物配当に加えて、NTT Limited（以下「NTT Ltd.」）といいますが、以外のNTT, Inc.が保有する子会社であるNTT Disruption Europe, S.L.U.（以下「Disruption」といいます。）の普通株式全て、NTT Global Sourcing, Inc.（以下「Global Sourcing」といいます。）の普通株式全て、NTT Venture Capital, L.P.（以下「Venture Capital」といいます。）の持分全てをNTTに移管する予定です。

つきましては、本議案において、本吸収分割契約のご承認をお願いいたしたいと存じます。本吸収分割を行う理由、本吸収分割契約の概要等は以下のとおりです。

1. 本吸収分割を行う理由

(1) 取り組みの背景

社会を取り巻く環境は日々大きく変化しており、企業経営においても、新しい価値創造をはじめとした経済価値向上に加えて、社会課題の解決や地球環境への貢献等が求められています。また、テクノロジーの進化を背景に、企業活動から人々の消費・生活スタイルまで、社会トレンドが大きく変化しており、各業界において事業成長のためのデジタル関連の投資が加速しています。そうした背景の中、様々なモノや人がつながり、新たな価値提供を行う社会の実現に向けて動きはじめており、Edge to Cloud（注）といったConnectivityに関連した技術の重要性が高まっています。また、モノや人の行動などからセキュアに情報を収集し、それらを分析することによるデータドリブンな社会への期待も大きくなっています。

一方、ITマーケットを取り巻く競争環境についても変化してきており、様々なプレイヤーが社会・テクノロジーの変化に合わせてサービスラインアップを拡大してきました。

これまで当社は、国内での堅調な事業拡大に加えて、海外においてはM&Aを活用し事業規模を拡大してきました。特に、海外事業については、デジタル対応力の強化と収益性改善を目的とした事業構造改革に取り組むことにより、一定の成果が出てきています。

グローバルを展望した事業環境の変化を踏まえ、これからのお客さま事業の成長に貢献し、長きにわたり社会インフラを支える真のTrusted Global Innovatorとなるためには、NTTグループ連携を、もう一段加速し、更なる事業競争力の強化に取り組んでいく必要があると考えています。

（注）IoT端末やスマートデバイス、その近くに設置されたサーバーでデータ処理・分析を行うエッジコンピューティングと、データを集中管理・処理するクラウドコンピューティングを組み合わせたアーキテクチャー

(2) 取り組みの目的、狙い

このたび、NTTグループにおいて、当社、NTT, Inc.及びNTT Ltd.のそれぞれが事業運営を行ってきたビジネスユーザ向け海外事業を統合し、グループ一体で事業展開していきます。

これまで当社は、深い顧客理解と高度な技術力によるつくる力で、様々な企業システムや業界インフラを支えてきましたが、今回の統合により、NTT Ltd.のもつつなぐ力と組み合わせることで提供価値を高めていきます。

具体的には、当社の持つコンサルティング、アプリケーション開発を主としたシステムインテグレーション力（つくる力）と、NTT Ltd.が得意とするデータセンター、ネットワーク、マネージドサービスを主としたEdge to Cloudのサービスオペレーション力（つなぐ力）を組み合わせ、ITとConnectivityを融合したサービスをTotalで提供する企業へ進化していきます。Connectivity領域を含むデジタルトランスフォーメーションに必要なサービスラインアップを一元的に整備し、複雑化・多様化するお客さまのニーズにグローバルレベルで対応していきます。

加えて、NTTグループの海外事業に関する人財を結集することで、海外各地域における事業特性やお客さま特

性に合わせた迅速な意思決定を実現し、今後の事業成長を支える強固なグローバルガバナンス体制を構築していきます。

中長期的には、あらゆるモノがセキュアにつながるITとConnectivityを融合したEdgeからCloudまでを含む総合的なマネージドサービスの提供を通じて、企業・業界の枠を超えた新たな社会プラットフォームや革新的なサービスの創出に取り組んでいくとともに、NTTのIOWN技術を活用した革新的なサービスをグローバルで展開し、サステナブルな未来のしくみを創造できる企業をめざしていきます。

本海外事業統合は、世界のお客さまに対する一元的な理解を促進させ、世界中のお客さまからより信頼されるブランドとなるとともに、事業競争力の強化による更なる成長と企業価値向上を実現するものと考えています。

(3) 具体的な取り組み

2022年10月1日より、本海外事業統合に伴いNTT, Inc.は海外事業会社として当社55%、NTT45%の共同出資体制へと移行する予定です。共同出資とすることで、戦略面・実務面でのNTT連携を進め、海外事業の成長を実現していきます。

具体的には、統一した事業戦略のもと、インフラからアプリケーションまでのEnd to End（注）のサービスを提供していきます。NTTの研究開発の成果も活用し、Smart Worldや5G等の分野におけるビジネスを推進していくと同時に、中長期的には、IOWN構想を中核とした環境価値、社会価値も提供可能な高度なサービスの実現に向けて取り組んでいきます。

2023年7月には、新たに設立する国内事業会社に当社の国内事業を吸収分割によって承継することにより当社が持株会社に移行し、その傘下に国内事業会社、海外事業会社を配置する事業運営体制に移行する計画です。

国内事業については、順調な事業成長により1.5兆円を超える事業規模になっており、また、多くのお客さまを抱えていることから、国内事業会社を中心に自律的な事業運営を推進していきます。

新たな事業運営体制により、外部環境の変化及び地域マーケットに応じた迅速な意思決定、機動性の向上、柔軟な制度設計等を通じて、より一層のガバナンス強化を進めていきます。持株会社はグループ全体最適の視点からの成長戦略の策定・遂行、経営管理等に特化し、グループ全体の企業価値向上に努めていきます。

当社とNTTの本海外事業統合後のNTT, Inc.株式保有比率については、一層の成長・発展が期待される海外事業からの利益をより多く取り込むことが当社株式価値の向上に資することを踏まえ、NTT, Inc.株式の追加取得（本株式追加取得）を行うこととしました。NTTの保有するNTT, Inc.株式の4%相当を総額1,120億円にて追加取得し、その結果、前述のとおり当社の保有比率を55%、NTTの保有比率を45%とすることでNTTと合意に至っています。

（注）アプリケーション開発から、ネットワーク・ITインフラの構築、システム運用まで、ITシステムに必要なサービスをTotalで提供すること

2. 本吸収分割契約の内容の概要

本吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約書（写し）

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「甲」という。）及びNTT株式会社（以下「乙」という。）は、2022年5月9日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲がその営む海外事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

（商号）株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

（住所）東京都江東区豊洲三丁目3番3号

(2) 乙：吸収分割承継会社

（商号）NTT株式会社

（住所）東京都千代田区大手町一丁目5番1号

第3条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務に代わる対価として、乙の普通株式3,315株を交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が適当に定める。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年10月1日とする。但し、本吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（本吸収分割の条件）

本吸収分割は、効力発生日の前日までに、第10条に定める乙の株式に係る株式分割の効力が発生していること、及び効力発生日において、乙から日本電信電話株式会社に対する、乙の保有する甲の普通株式全ての現物配当の効力が発生することを停止条件として、効力が発生するものとする。

第8条（株主総会決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を求める。

第9条（競業禁止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

▶P3

第10条（株式分割）

乙は、効力発生日の前日までに、乙の普通株式1株を49株とする株式の分割を行う。

第11条（剰余金の配当の制限）

1. 乙は、本吸収分割の効力が発生する前までに、第7条に定める甲の普通株式の現物配当の他、乙が保有するNTT Global Sourcing, Inc.、NTT Venture Capital, L.P.及びNTT Disruption Europe, S.L.U.の株式又は持分全ての現物配当を行うことができる。
2. 乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

▶P9

第12条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第13条（本吸収分割の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第14条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2022年5月9日

甲： 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表取締役社長 本間 洋 ㊟

乙： 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー
NTT株式会社
代表取締役 澤田 純 ㊟

承継対象権利義務明細

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び債務は、2022年3月31日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 資産

ア. 固定資産

- (1) 株式及び持分：効力発生日時点において本事業に専ら属する会社の株式及び持分のすべて
- (2) 不動産：なし
- (3) その他の有形固定資産：効力発生日時点において本事業に専ら属する有形固定資産
- (4) 無形固定資産：効力発生日時点において本事業に専ら属する無形固定資産

イ. 流動資産：①第3項に定める承継する契約（雇用契約を除く。）に基づく一切の権利及び債権並びに②効力発生日時点において本事業に専ら属する流動資産

▶P3

2. 債務

ア. 次項に定める承継する契約（雇用契約を除く。）に基づく一切の義務及び債務

イ. 効力発生日時点において本事業に専ら属する負債（なお、有利子負債は含まれない。）

3. 契約（雇用契約を除く。）

効力発生日時点において本事業に専ら属する契約

4. 雇用契約

乙は、甲から、甲の従業員との雇用契約を承継しない。なお、甲及び乙は、両社間で別途協議し合意された内容に従って、効力発生日以降、本事業に従事する甲の従業員の全部又は一部の乙への出向を実施する。

▶P9

5. 許認可等

効力発生日時点において甲が保有又は取得等している本事業のみに関連する許認可等のうち、法令等に基づき承継が可能なもの（もしあれば）

3. 会社法施行規則183条各号に掲げる事項の内容の概要

各事項の内容につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nttdata.com/jp/ja/>) に掲載しておりますので、株主総会参考書類には掲載しておりません。

メ モ

第3号議案 | 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更定款案のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律 第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大や天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の皆様利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、定款第12条第4項を新設し変更を行うものです。なお、当該変更の効力は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、場所の定めのない株主総会とすることが経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として生じるものといたします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更を行うものです。

- ①株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規程(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ②新設定款案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ③新設定款案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する旨を定めるものです。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は本議案の決議に係る変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 定 款 案 |
|---|---|
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 3 株主総会は、東京都各区内のいずれかにおいて開催する。 | (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 3 株主総会は、東京都各区内のいずれかにおいて開催する。 4 当会社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でない <u>と取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> |
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、 <u>法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> | (削除) |
| (新設) | (電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、 <u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> |
| 附則 | 附則 |
| (新設) | (株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置) 第2条 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、 <u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、 <u>施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> 3 本附則は、 <u>施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u> |

第4号議案 | 監査等委員でない取締役9名選任の件

監査等委員でない取締役11名全員は、監査等委員である取締役と同様、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と経営の機動性向上を図るため、監査等委員でない取締役を減員し9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案及び第5号議案が原案どおり承認された場合、全取締役13名のうち7名を独立役員として指定する予定であり、その結果、当社の取締役の過半数が独立社外取締役となります。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位・担当 | 取締役会への出席状況 | 取締役在任年数 |
|-------|--|--|--------------------------|---------|
| 1 | 再任 ほん ま よう 本間 洋 | 男性 代表取締役社長 | 定時: 12回/12回 臨時: 4回/4回 | 8年 |
| 2 | 再任 やま ぐち しげ き 山口 重樹 | 男性 代表取締役副社長執行役員 ソーシャルデザイン担当、 公共・社会基盤分野担当、 中国・APAC分野担当 | 定時: 12回/12回 臨時: 4回/4回 | 5年 |
| 3 | 再任 ふじ わら とおし 藤原 遠 | 男性 代表取締役副社長執行役員 コーポレート総括担当、 技術総括担当、 コーポレート統括本部人事本部長 | 定時: 12回/12回 臨時: 4回/4回 | 5年 |
| 4 | 再任 にし はた かず ひろ 西畑 一宏 | 男性 代表取締役副社長執行役員 欧米分野担当、 グローバルマーケティング担当 | 定時: 12回/12回 臨時: 4回/4回 | 2年 |
| 5 | 再任 ひら の えい じ 平野 英治 | 社外 男性 取締役 独立 | 定時: 12回/12回 臨時: 4回/4回 | 6年 |
| 6 | 再任 ふじ い ま り こ 藤井 眞理子 | 社外 女性 取締役 独立 | 定時: 12回/12回 臨時: 4回/4回 | 3年 |
| 7 | 再任 パトリチオ マペッリ Patrizio Mapelli | 外国籍 男性 取締役 | 定時: 12回/12回 臨時: 4回/4回 | 2年 |
| 8 | 再任 いけ ふみ ひこ 池 史彦 | 社外 男性 取締役 独立 | 定時: 12回/12回 臨時: 4回/4回 | 2年 |
| 9 | 新任 いし ぐろ しげ なお 石黒 成直 | 社外 男性 独立 | - | - |



候補者番号 **1** ^{ほん ま} **本間** ^{よう} **洋** (1956年5月8日生)

再任 **男性**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 日本電信電話公社入社
 2014年 6月 当社 取締役常務執行役員 エンタープライズITサービスカンパニー長
 2015年 7月 当社 取締役常務執行役員
 2016年 6月 当社 代表取締役副社長執行役員
 2018年 6月 当社 代表取締役社長 (現在に至る)

重要な兼職の状況

NTT株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

長年にわたる金融分野、法人分野における組織運営等、経営に関する豊富な経験、実績を有しております。また、2018年から代表取締役社長として経営を担っております。これらの豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役候補者としてしました。

取締役会への出席状況 (2021年度)
 定時：12回/12回(100%)
 臨時：4回/4回(100%)
取締役在任年数
 8年 (本株主総会最終時)
所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
 57,438 株
 (7,138 株)



候補者番号 **2** ^{やま ぐち} **山口** ^{しげ き} **重樹** (1961年8月14日生)

再任 **男性**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 日本電信電話公社入社
 2013年 6月 当社 執行役員 法人コンサルティング&マーケティング本部長
 2014年 6月 当社 執行役員 第三法人事業本部長
 2015年 7月 当社 執行役員 ITサービス・ペイメント事業本部長
 2016年 6月 当社 常務執行役員 ITサービス・ペイメント事業本部長
 2017年 6月 当社 取締役常務執行役員
 2018年 6月 当社 代表取締役副社長執行役員 (現在に至る)

重要な兼職の状況

公益社団法人 企業情報化協会 代表理事・副会長

取締役候補者とした理由

長年にわたる法人分野、公共分野及び中国・APAC分野における組織運営等、経営に関する豊富な経験、実績を有しております。これらの経験及び実績を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役候補者としてしました。

取締役会への出席状況 (2021年度)
 定時：12回/12回(100%)
 臨時：4回/4回(100%)
取締役在任年数
 5年 (本株主総会最終時)
所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
 28,882 株
 (4,282 株)



候補者
番号 **3** ふじ わら **藤原 遠** (1961年6月5日生)

再任 **男性**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 日本電信電話株式会社入社
2014年 6月 当社 執行役員 第一金融事業本部 副事業本部長
2014年 7月 当社 執行役員 第四金融事業本部長
2015年 7月 当社 執行役員 第一金融事業本部長
2017年 6月 当社 取締役常務執行役員
2018年 6月 当社 代表取締役副社長執行役員（現在に至る）

重要な兼職の状況

該当なし

**取締役会への出席状況
(2021年度)**

定時：12回/12回(100%)
臨時：4回/4回(100%)

取締役在任年数

5年（本株主総会終結時）

所有する当社株式の数

（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数）

30,882 株
(4,282 株)

取締役候補者とした理由

長年にわたる金融分野、技術・研究開発、グローバル事業経営等、経営に関する豊富な経験、実績を有しております。これらの経験及び実績を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役候補者としてしました。



候補者
番号 **4** にし はた かず ひろ **西畑 一宏** (1957年3月16日生)

再任 **男性**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 日本電信電話公社入社
2006年 6月 NTT EUROPE LTD. 代表取締役社長
2009年 6月 当社 執行役員 国際事業本部長
2015年 6月 当社 取締役常務執行役員
2017年 6月 当社 代表取締役副社長執行役員
2018年 6月 当社 顧問
2020年 6月 当社 代表取締役副社長執行役員（現在に至る）

重要な兼職の状況

NTT Data International L.L.C. Chairman
NTT DATA Europe & Latam, S.L.U. Vice Chairman

取締役候補者とした理由

NTTグループ会社及び当社におけるグローバル事業経営等の豊富な経験、実績を有しております。これらの経験及び実績を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役候補者としてしました。

**取締役会への出席状況
(2021年度)**

定時：12回/12回(100%)
臨時：4回/4回(100%)

取締役在任年数

2年（本株主総会終結時）

所有する当社株式の数

（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数）

40,682 株
(4,282 株)



**取締役会への出席状況
(2021年度)**

定時：12回/12回(100%)

臨時：4回/4回(100%)

取締役在任年数

6年(本株主総会終結時)

所有する当社株式の数

9,300 株

候補者
番号 **5** ひらの えいじ
平野 英治 (1950年9月15日生)

| | |
|----|----|
| 社外 | 独立 |
| 再任 | 男性 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1973年 4月 日本銀行入行 (2006年6月退任)
- 2006年 6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 取締役副社長
- 2014年 6月 同社 特別顧問
- 2014年 9月 メットライフ生命保険株式会社 取締役副会長
- 2015年 5月 同社 取締役代表執行役副会長
- 2015年 6月 株式会社リケン 取締役 (現在に至る)
- 2016年 6月 当社 取締役 (現在に至る)
- 2016年 7月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 顧問 (2017年6月退任)
- 2017年 9月 メットライフ生命保険株式会社 取締役副会長 (現在に至る)
- 2017年10月 年金積立金管理運用独立行政法人 経営委員長 (2021年3月退任)

重要な兼職の状況

株式会社リケン 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融分野における豊富な経験、財務・国際金融に関する幅広い知見を有しております。これをもって、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い視点からの助言が期待されるため、社外取締役候補者としてしました。

【独立性に係る事項】

平野英治氏は、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準(※)を満たしております。

同氏が経営委員長を務めておりました年金積立金管理運用独立行政法人と当社との間には取引がございましたが、直近3事業年度における当社と同法人との取引合計額は、当該各事業年度における当社の単体売上高と比較していずれも1%未満であります。

同氏が取締役代表執行役副会長を務めておりましたメットライフ生命保険株式会社と当社との間には取引がございましたが、直近3事業年度における当社と同社との取引合計額は、当該各事業年度における当社の単体売上高と比較していずれも1%未満であります。

同氏が取締役副社長を務めておりましたトヨタファイナンシャルサービス株式会社と当社との間には取引がございましたが、直近3事業年度における当社と同社との取引合計額は、当該各事業年度における当社の単体売上高と比較していずれも1%未満であります。

同氏が業務執行者を務めておりました日本銀行と当社との間には取引がございましたが、直近3事業年度における当社と同行との取引合計額は、当該各事業年度における当社の単体売上高と比較していずれも1%未満であります。

上記理由により、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、35頁をご参照ください。

(注) 平野英治氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。当社は同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定です。



**取締役会への出席状況
(2021年度)**

定時：12回/12回(100%)
臨時：4回/4回(100%)

取締役在任年数

3年 (本株主総会最終時)

所有する当社株式の数

6,100 株

候補者番号 **6** ふじい まりこ **藤井 真理子** (1955年3月9日生)

| | |
|----|----|
| 社外 | 独立 |
| 再任 | 女性 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977年 4月 大蔵省入省
- 1997年 7月 同 関税局国際調査課長
- 2001年 3月 東京大学先端経済工学研究センター 教授
- 2004年 4月 国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター 教授 (2015年10月退職)
- 2014年 6月 電源開発株式会社 取締役 (2015年10月退任)
- 2015年10月 特命全権大使 ラトビア国駐節 (2019年1月退官)
- 2016年 6月 東京大学 名誉教授 (現在に至る)
- 2019年 6月 当社 取締役 (現在に至る)
- 2019年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

行政実務及び経済学に関する研究や外交を通じて培った、高い見識と豊富な経験を有しております。これをもって、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い視点からの助言が期待されるため、社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。

【独立性に係る事項】

藤井真理子氏は、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員
の独立性判断基準（※）を満たしております。

上記理由により、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、35頁をご参照ください。

(注) 藤井真理子氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。当社は同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定です。



候補者番号 **7** **Patrizio Mapelli** (1955年3月17日生)

外国籍

再任

男性

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 9月 Olivetti 入社
1995年 7月 Ernst & Young Senior Partner
2000年 7月 A. T. Kearney Vice President
2002年10月 Value Partners S.p.A. Senior Partner
2002年10月 Value Team S.p.A. CEO (現NTT DATA Italia S.p.A.)
2013年 1月 NTT DATA EMEA LTD. CEO
2018年 4月 NTT DATA Italia S.p.A. Chairman of the Board
2020年 6月 当社 取締役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

Eurotech S.p.A. Chairman of the Board of Directors
NTT DATA Europe & Latam, S.L.U. Director of the Board
NTT DATA EMEA LTD. Director of the Board

取締役候補者とした理由

欧州を中心とした海外市場における経営の豊富な経験、実績を有しております。これらの経験及び実績を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役候補者としてしました。

取締役会への出席状況 (2021年度)

定時：12回/12回(100%)
臨時：4回/4回(100%)

取締役在任年数

2年 (本株主総会終結時)

所有する当社株式の数

0 株



取締役会への出席状況 (2021年度)

定時：12回/12回(100%)
臨時：4回/4回(100%)

取締役在任年数

2年(本株主総会終結時)

所有する当社株式の数

14,000 株

候補者
番号 **8** ^い池 ^{ふみ ひこ}史彦 (1952年5月26日生)

社外 独立

再任 男性

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年 2月 本田技研工業株式会社入社
- 2003年 6月 同社 取締役 汎用事業本部長
- 2006年 4月 同社 取締役 事業管理本部長
- 2007年 6月 同社 常務取締役 事業管理本部長
- 2008年 4月 同社 常務取締役 アジア・大洋州本部長
アジアホンダモーターカンパニー・リミテッド取締役社長 (2011年3月退任)
- 2011年 4月 本田技研工業株式会社 取締役 専務執行役員 事業管理本部長
リスクマネジメントオフィサー兼務 システム統括兼務
- 2012年 4月 同社 取締役 専務執行役員 事業管理本部長 IT本部長兼務
リスクマネジメントオフィサー兼務 渉外担当兼務
- 2013年 4月 同社 代表取締役 会長 (2016年6月退任)
- 2014年 5月 一般社団法人 日本自動車工業会 会長 (2016年5月退任)
- 2020年 6月 当社 取締役 (現在に至る)
- 2021年 6月 エーザイ株式会社 取締役 (現在に至る)
- 2021年 6月 株式会社りそなホールディングス 取締役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

エーザイ株式会社 取締役
株式会社りそなホールディングス 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

グローバルビジネスにおける豊富な経営経験、ITに関する高い見識を有しております。これをもって、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い視点からの助言が期待されるため、社外取締役候補者となりました。

【独立性に係る事項】

池史彦氏は、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員
の独立性判断基準(※)を満たしております。

同氏は2016年10月から2017年9月まで、当社の経営戦略検討と変革実現のために、ITやグローバル
ビジネスに見識を持つ社外の有識者から意見をを得ることを目的として設置した第三期アドバイザリー
ボードメンバーであり、同氏と当社との間には、アドバイザリーボードメンバーとしての報酬支払いの取引が
ありますが、その報酬は年額500万円未満であり、独立性に関して懸念はないものと判断しております。

同氏が会長を務めておりました一般社団法人日本自動車工業会と当社との間には取引がございます
が、直近3事業年度における当社と同法人との取引合計額は、当該各事業年度における当社の単体売上
高と比較していずれも1%未満であります。同氏が代表取締役会長を務めておりました本田技研工業
株式会社と当社との間には取引がございますが、直近3事業年度における当社と同社との取引合計額は、
当該各事業年度における当社及び同社の単体売上高の双方からみて、いずれも1%未満であります。

上記理由により、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

※当社が定める独立役員
の独立性判断基準につきましては、35頁をご参照ください。

(注) 池史彦氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は上記の独立性に係る事項に記載のとおり、
当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員
の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定
し、同証券取引所に届け出ております。当社は同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立
役員として指定する予定です。



所有する当社株式の数
0 株

候補者
番号 9 いし ぐる 石黒 しげ なお 成直 (1957年10月30日生)

| | |
|----|----|
| 社外 | 独立 |
| 新任 | 男性 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 1 月 東京電気化学工業株式会社（現 TDK株式会社）入社
 2014年 6 月 同社 執行役員
 2015年 4 月 同社 磁気ヘッド&センサビジネスカンパニーCEO
 2015年 6 月 同社 常務執行役員
 2016年 6 月 同社 代表取締役社長 兼 加湿器対策本部長
 2022年 4 月 同社 代表取締役会長（現在に至る）

重要な兼職の状況

TDK株式会社 代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

グローバルビジネスにおける豊富な経営経験、人財・組織力の最大化に関する高い見識を有しております。これをもって、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い視点からの助言が期待されるため、社外取締役候補者となりました。

【独立性に係る事項】

石黒成直氏は、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準（※）を満たしております。

上記理由により、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、35頁をご参照ください。

(注) 石黒成直氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定する予定です。

- (注1) 日本電信電話株式会社は当社の最終的な親会社であり、NTT株式会社は当社の直接的な親会社です。NTT EUROPE LTD.はNTT株式会社の子会社であるNTT Limitedの子会社です。
- (注2) 本間洋氏は、日本電子決済推進機構会長を兼職しております。当社は同機構より建物賃貸料及び業務委託費を受領しており、当社は同機構に対して年会費を支払っております。
なお、その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注3) 平野英治、藤井真理子、池史彦及び石黒成直の4氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約について、平野英治氏、藤井真理子氏及び池史彦氏とは継続し、石黒成直氏とは新たに締結する予定です。
- (注4) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしています。当該契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）、当社執行役員であり、その保険料の9割を会社が負担しています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- (注5) 各候補者が所有する当社の株式数には、内数として表示している株式報酬制度に基づき退任後に交付される予定の株式の数（業績連動型株式報酬制度（信託型）における権利確定済みポイント相当数）を含めて表示しています。当社の取締役報酬制度の概要は、事業報告「3.コーポレート・ガバナンスの状況 (4)会社役員に関する事項 ②取締役の報酬等に関する方針並びにその総額」をご参照ください。

第5号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者 番号 | 氏名 | 現在の当社における 地位・担当 | 取締役会・監査等委員会 への出席状況 | 取締役 在任年数 |
|-----------|---------------------------------|--------------------------------|---|-------------|
| 1 | 再任 さくら だ 桜田 桂 | 社外 独立 男性 取締役（常勤監査等委員） | 取締役会への出席状況 定時：12回／12回 臨時：4回／4回 監査等委員会への出席状況 26回／26回 | 2年 |
| 2 | 再任 おか だ 岡田 顯彦 | 社外 男性 取締役（常勤監査等委員） | 取締役会への出席状況 定時：10回／10回 臨時：2回／2回 監査等委員会への出席状況 18回／18回 | 1年 |
| 3 | 新任 ほし とも こ 星 知子 | 社外 独立 女性 - | - | - |
| 4 | 新任 いな ます み つ こ 稲益 みつこ | 社外 独立 女性 - | - | - |



候補者番号 **1** さくらだ **桜田** かつら **桂** (1958年2月24日生)

| | |
|----|----|
| 社外 | 独立 |
| 再任 | 男性 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 会計検査院採用
 2014年 4月 同 事務総長官房総括審議官
 2015年 4月 同 第1局長
 2016年 4月 同 事務総局次長
 2017年 4月 同 事務総長 (2018年3月退職)
 2018年 6月 当社 常勤監査役
 2020年 6月 当社 取締役 (常勤監査等委員) (現在に至る)

重要な兼職の状況

該当なし

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる会計検査院における職務経験に基づく、財務・会計及び業務執行の監査における豊富な経験と幅広い知見を有しております。これをもって、業務執行に対する監査・監督を通じ、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。

【独立性に係る事項】

桜田桂氏は、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準(※)を満たしております。

上記理由により、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、35頁をご参照ください。

- (注1) 桜田桂氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 桜田桂氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約について、同氏と継続する予定です。
- (注3) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしています。当該契約の被保険者は、当社取締役 (監査等委員である取締役を含む)、当社執行役員であり、その保険料の9割を会社が負担しています。桜田桂氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- (注4) 桜田桂氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。当社は同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定です。

取締役会への出席状況 (2021年度)

定時：12回/12回(100%)

臨時：4回/4回(100%)

監査等委員会への出席状況 (2021年度)

26回/26回(100%)

取締役在任年数

2年 (本株主総会終結時)

所有する当社株式の数

7,900 株



候補者
番号 **2** **岡田 顕彦** (1959年2月12日生)

社外

再任

男性

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 日本電信電話公社入社
- 2002年 7月 日本電信電話株式会社 第四部門担当部長 (現 財務部門)
- 2011年 6月 西日本電信電話株式会社 取締役営業本部長 マーケティング部長
- 2013年 6月 NTTファイナンス株式会社 代表取締役常務 リース事業本部長
- 2016年 6月 同社 代表取締役副社長 リース事業本部長
- 2020年 2月 NTT・TCリース株式会社 代表取締役
- 2020年 7月 同社 代表取締役会長 (2021年6月退任)
- 2021年 6月 当社 取締役 (常勤監査等委員) (現在に至る)

重要な兼職の状況

該当なし

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

NTTグループにおける企業経営の豊富な実績に加えて財務部門・営業部門での経験を有しております。過去において最終的な親会社である日本電信電話株式会社及び関係会社の業務執行者でしたが、幅広い視点と経験を活かした業務執行に対する監査・監督を通じ、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注1) 日本電信電話株式会社は、当社の最終的な親会社であり、西日本電信電話株式会社及びNTTファイナンス株式会社は、日本電信電話株式会社の子会社です。
- (注2) 岡田顕彦氏は、過去10年間において当社の特定関係事業者である西日本電信電話株式会社、NTTファイナンス株式会社及びNTT・TCリース株式会社の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当に関する事項は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
- (注3) 岡田顕彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注4) 岡田顕彦氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約について、同氏と継続する予定です。
- (注5) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしています。当該契約の被保険者は、当社取締役 (監査等委員である取締役を含む)、当社執行役員であり、その保険料の9割を会社が負担しています。岡田顕彦氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- (注6) 岡田顕彦氏は、社外取締役候補者であります。

取締役会への出席状況
(2021年度)

定時：10回/10回(100%)

臨時：2回/2回(100%)

監査等委員会への出席状況
(2021年度)

18回/18回(100%)

取締役在任年数

1年 (本株主総会終結時)

所有する当社株数の数

700 株

招集ご通知

▶P3

株主総会参考書類

▶P9



所有する当社株式の数

0 株

候補者
番号 **3 星 知子** (1962年9月11日生)

| | |
|----|----|
| 社外 | 独立 |
| 新任 | 女性 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社（1988年6月退社）
 1990年 10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
 1994年 3月 公認会計士登録（現在に至る）
 2003年 6月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）パートナー（2021年12月退所）
 2022年 1月 星知子公認会計士事務所（現在に至る）

重要な兼職の状況

公認会計士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる監査法人における職務経験に基づく、グローバルでの財務・会計及び内部統制の監査に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。これをもって、業務執行に対する監査・監督を通じ、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補としました。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。

【独立性に係る事項】

星知子氏は、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員
 の独立性判断基準(*)を満たしております。

上記理由により、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

※当社が定める独立役員
 の独立性判断基準につきましては、35頁をご参照ください。

- (注1) 星知子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 星知子氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約について、同氏と新たに締結する予定です。
- (注3) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。当該契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む）、当社執行役員であり、その保険料の9割を会社が負担しております。星知子氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- (注4) 星知子氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員
 の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定する予定です。



所有する当社株式の数

0 株

いな ます み つ こ
候補者 番号 **4** **稲益 みつこ** (1976年3月15日生)

| | |
|----|----|
| 社外 | 独立 |
| 新任 | 女性 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月 弁護士登録（東京弁護士会）（現在に至る）
服部法律事務所（現在に至る）
2018年5月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 監査役（現在に至る）

重要な兼職の状況

弁護士
株式会社セブン&アイ・ホールディングス 監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる弁護士としての職務経験に基づく、IT情報化関連法務に関する知見に加え、他の会社の監査役としての豊富な経験を有しております。これをもって、業務執行に対する監査・監督を通じ、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立が期待されるため、監査等委員である取締役候補者となりました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。

【独立性に係る事項】

稲益みつこ氏は、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準※)を満たしております。

上記理由により、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

※当社が定める独立役員の独立性判断基準につきましては、35頁をご参照ください。

- (注1) 稲益みつこ氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 稲益みつこ氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約について、同氏と新たに締結する予定です。
- (注3) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしています。当該契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む）、当社執行役員であり、その保険料の9割を会社が負担しています。稲益みつこ氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- (注4) 稲益みつこ氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は上記の独立性に係る事項に記載のとおり、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定する予定です。

選任・指名に係る事項

(監査等委員でない取締役の選任の方針)

監査等委員でない取締役候補は、当社グループ全体の企業価値の向上のために、グループトータルの発展に寄与する幅広い視野と経験を有し、マネジメント能力とリーダーシップに優れ、経営センスと意欲のある人材を選任しています。取締役会は事業内容に応じた規模とし、専門分野等のバランス及び国際性の面を含む多様性(※)を考慮した構成としています。

なお、業務執行の監督機能を強化する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない人材を独立社外取締役とし、原則、複数名選任します。

※性別、人種、民族性、又は文化的背景などの要素を含みます。

(監査等委員である取締役候補の選任の方針)

監査等委員である取締役候補は、専門的な経験・見識等からの視点に基づく監査・監督が期待できる人材を選任することとしています。

なお、監査等委員でない取締役の業務執行を公正に監査する観点から、会社法に則り監査等委員である取締役の過半数を社外取締役から選任しています。

(選任の手続き)

取締役候補の選任手続きについては、親会社、独立社外取締役及び監査等委員である取締役に対し、取締役会に先立ち、候補者の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。上記に加え、監査等委員でない取締役候補の選任については、監査等委員会による指名に関する意見陳述権を適切に運用することとし、また、監査等委員である取締役候補の選任については、監査等委員である社外取締役が過半数を占める監査等委員会の審議・同意を経て取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

独立性判断基準

当社は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下の要件を満たす社外役員を独立役員に指定しております。

直近の3事業年度において以下に該当する者ではないこと。

- (1) 当社の定める基準を超える取引先^(注1)の業務執行者
- (2) 当社の定める基準を超える借入先^(注2)の業務執行者
- (3) 当社から、直近の3事業年度のいずれかの年度において、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を直接得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等の専門的サービスを提供する個人
- (4) 当社の定める基準を超える寄付を受けた団体^(注3)の業務執行者

なお、以上の(1)から(4)のいずれかの条件に該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、独立役員の指定時にその理由を説明、開示します。

(注1) 当社の定める基準を超える取引先とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における当社との取引額が、当該事業年度における当社の単体売上高の2%以上の取引先をいう。

(注2) 当社の定める基準を超える借入先とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における借入額が、当該事業年度における当社の総資産の2%以上の借入先とする。

(注3) 当社の定める基準を超える寄付を受けた団体とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における当社からの寄付が年間1,000万円又は当該事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体をいう。

(ご参考) 取締役会の構成 (本総会において各候補者が選任された場合)

| 氏名 | 企業経営 | 国際性 | 営業/ マーケティング/ コンサルティング | 開発/ R&D | 経営 管理 | 財務・ 会計 | 法務・ 行政 | (参考) 特に専門性を 発揮できる事業分野 ※業務執行者のみ |
|--------------------------------|------|-----|-----------------------------|------------|----------|-----------|-----------|---|
| ほん ま よう 本間 洋 | ● | | ● | ● | ● | | | 金融・法人分野 |
| やま ぐち しげ き 山口 重樹 | ● | | ● | ● | ● | | | 公共・法人分野 |
| ふじ わら とおし 藤原 遠 | ● | ● | | ● | ● | | | 金融分野 |
| にし はた かず ひろ 西畑 一宏 | ● | ● | ● | | ● | | | グローバル分野 |
| ひら の えい じ 平野 英治 | ● | ● | | | ● | ● | | — |
| ふじ い ま り こ 藤井 眞理子 | ● | ● | | | | | ● | — |
| パトリチオ マペッリ Patrizio Mapelli | ● | ● | ● | | ● | | | — |
| いけ ふみ ひこ 池 史彦 | ● | ● | ● | | ● | | | — |
| いし ぐろ しげ なお 石黒 成直 | ● | ● | | ● | ● | | | — |
| さくら だ かつら 桜田 桂 | ● | | | | | ● | ● | — |
| おか だ あき ひこ 岡田 顯彦 | ● | | ● | | ● | ● | | — |
| ほし とも こ 星 知子 | ● | ● | | | | ● | | — |
| いな ます み つ こ 稲益 みつこ | ● | | | | | | ● | — |

(注1) 各候補者は当社における選任基準を充足しており、そのうえで取締役会としての専門分野等のバランスを本マトリックスにて示すものとなります。

(注2) ESGの観点は「経営管理」に含まれるものとなります。

(注3) 各人の有するスキルのうち主なもの最大4つに「●」印をつけています。

以 上

第6号議案 | 監査等委員でない取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員でない取締役（以下本議案において「取締役」といいます。）の報酬等の額は、2021年6月17日開催の第33回定時株主総会において、年額4億6,000万円以内（社外取締役の上限額5,000万円を含みます）とご承認いただき今日に至っておりますが、今般、当社は第4号議案に記載のとおり、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目的に社外取締役1名の増員を提案しております。つきましては、取締役の報酬額（年額4億6,000万円以内）は従来そのまま変更せず、社外取締役の報酬額のみを増額し、年額8,000万円以内に改定いたしたく存じます。

本議案は、取締役の報酬枠自体は変更することなく、社外取締役の報酬枠について社外取締役が増員されることに伴い増額するものであり、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に定められた、個人別の金銭報酬に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として、必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。また、本議案につきましては、取締役報酬の客観性と決定プロセスの透明性を担保するため、監査等委員及び社外取締役から適切な助言を得ております。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を含む役員の報酬等に関する方針の概要については、事業報告の「(4) 会社役員に関する事項②取締役の報酬等に関する方針並びにその総額(a) 個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針」に記載のとおりであります。

現在の取締役は11名（うち社外取締役3名）ですが、第4号議案「監査等委員でない取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）となります。

メ モ

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

〒135-6033 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 豊洲センタービル
<https://www.nttdata.com/jp/ja/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。
環境に配慮した植物油インキを
使用しています。